

福山市医療従事者宿泊費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の患者及びその疑いのある患者等（以下「患者等」という。）の対応を行うことで、帰宅することが困難な医療従事者に対し、宿泊に要した費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、その負担の軽減を図り、以って医療体制の整備に努めるものである。

(助成対象者)

第2条 助成金の請求ができる対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に所在する医療法（昭和23年7月法律第205号）第1条の5に定める施設に勤務する者
- (2) 患者等への直接的な対応が原因となって帰宅することが困難となった医療従事者
- (3) 単身世帯でない者

(助成額)

第3条 助成額は、1泊当たり宿泊料6,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とし、6,000円に満たない場合は、その額を対象とする。

2 助成額の対象は、宿泊施設に支払った宿泊に係る直接的な費用とし、食事代、有料テレビ使用料等、個人の趣向により支払った費用は対象外とする。

3 助成額の対象となる宿泊の期間は、支給対象者1人当たり、原則として年間14泊を上限とする。

(宿泊施設)

第4条 この要綱による助成を受けることができるのは、次の施設に宿泊した場合とする。

- (1) 市内の宿泊施設
- (2) その他、市長が認めた宿泊施設等

(申請等)

第5条 申請者は、宿泊した日の翌月末までに、次に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 福山市医療従事者宿泊費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 医療機関証明書（様式第2号）
- (3) 宿泊施設の領収書（原本）
- (4) 金融機関への振込先の分かるもの（写し）

(5) その他、市長が定めるもの

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等により、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定及び額を確定し、30日以内に交付するものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定及び額の確定をしたときは、福山市医療従事者宿泊費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、また、助成金の不交付の決定をしたときは、福山市医療従事者宿泊費助成金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が助成金を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、その交付を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(台帳の整備)

第9条 市長は、助成金の交付状況等を管理するため、福山市医療従事者宿泊費助成金交付台帳を備え付け、必要事項を記載し整理するものとする。

(この要綱に定めがない事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年(令和2年)8月1日から施行し、この要綱の規定は、7月1日の宿泊から適用する。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)8月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、2021年(令和3年)4月1日の宿泊から適用する。